

第1章 基本構想

第1節 基本構想の枠組み

本市では、鈴鹿市まちづくり基本条例に基づき、2016（平成 28）年度から8年間のまちづくりの指針となる「鈴鹿市総合計画2023」（以下「総合計画2023」という。）を策定し、計画的な行政経営を行ってきました。

近年、人口減少・少子高齢化が加速するとともに、頻発・激甚化する自然災害に加えて、生命等に影響を及ぼす感染症のまん延など、本市を取り巻く社会情勢は、一段と厳しさを増しており、深刻化・多様化する政策課題に対応する必要があります。

こうした中、デジタル技術を活用し、暮らしをより良いものへと変革する「DX^{※1}」の推進や、持続可能な開発目標である「SDGs^{※2}」の達成に向けた取組の推進、温室効果ガスを実質排出ゼロにする「カーボンニュートラル」の取組など、新たな時代の潮流を捉えて、市政を推進していくことが求められています。

このような社会情勢の変化に、柔軟かつ的確に対応しながら、将来にわたって活力を維持し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていくために、現状をしっかりと把握した上で、新しい将来像や目標・方向性を定め、2024（令和6）年度から2031（令和13）年度までを計画期間とした「鈴鹿市総合計画2031」（以下「本計画」という。）を策定します。

※1 DX（デジタルトランスフォーメーション）：ビックデータなどのデータと、AI（人工知能）、IoT（モノのインターネット）などのデジタル技術を手段として活用し、社会に浸透させることで、暮らしをより良いものへと変革すること。

※2 SDGs（Sustainable Development Goals）：2015（平成27）年9月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、17のゴール及び169のターゲットから成る国際的な開発目標



2023（令和5）年度までを計画期間とした総合計画2023では、総合計画を中心としたトータルマネジメントシステム※³を導入し、住民主体で行う地域づくりの推進体制の構築をはじめ、人口20万人都市の維持を目標に、各種施策を展開し、『みんなに愛され 選ばれるまち』を目指して取り組んできました。

これらの取組を継承し、本市が持続的に発展していくためには、加速する人口減少・少子高齢化に対応し、デジタル技術の活用に合わせて制度や政策、組織のあり方などを変えていくDXの推進をはじめ、時代の変化を捉えたまちづくりを進めるとともに、これまで培ってきた市民力※⁴を、みんなで伸展させていくことが必要です。

そのため、本計画の策定に当たる基本的な考え方として、次の3つの大きな方向性を示します。

1 「人口減少対策」と「DXの推進」を明確にした計画

人口減少対策の方向性を示すとともに、本市の魅力や行政サービスの更なる向上と地域課題の解決につなげるためのDXに向けた取組を明確にします。

人口減少抑止策と人口減少社会適応策を示す地方版総合戦略と本計画を統合します。

2 持続可能なまちづくりに向けた計画

SDGsとの関係性を明確にします。SDGsのゴールと基本計画を関連付け、SDGsの目指す「誰一人取り残さない」社会を実現するため、持続可能なまちづくりの実現に向けた計画とします。



▲SDGsのアイコン例

3 市民とビジョンを共有し、みんなで「協働」する計画

総合計画2023で培った市民力が更に発展し、一緒に協働※⁵のまちづくりに取り組んでいけるよう、市民、行政を含め、地域づくり協議会や企業、NPO、市民団体などの多様なまちづくりの主体との共通目標となる「ビジョン」を明らかにした計画にします。

また、住民自治の実現に向けて、鈴鹿市まちづくり基本条例及び鈴鹿市協働推進指針に基づき、「協働」の進め方を示し、“地域総ぐるみ”による協働のまちづくりを更に進められる計画にします。

※3 トータルマネジメントシステム：総合計画を推進するため、PDCAサイクル（計画→実行→評価→改善）に基づき、進捗状況と成果を検証するとともに、基本施策や実行計画の有効性を見極め、総合計画を中心として、次年度の計画や予算編成、人事評価などを連動させ、総合的に運用する行政経営の仕組み

※4 市民力：市民一人ひとりを含めた、まちづくりの主体が地域の課題解決を図るための総合的な力

※5 協働：市民や行政といった、まちづくりの担い手である多様な主体が、まちづくりに関する共通の目的を持ち、その実現に向け、お互いの信頼関係の下、役割と責任を分担して協力し合うこと。

3 計画の構成と期間

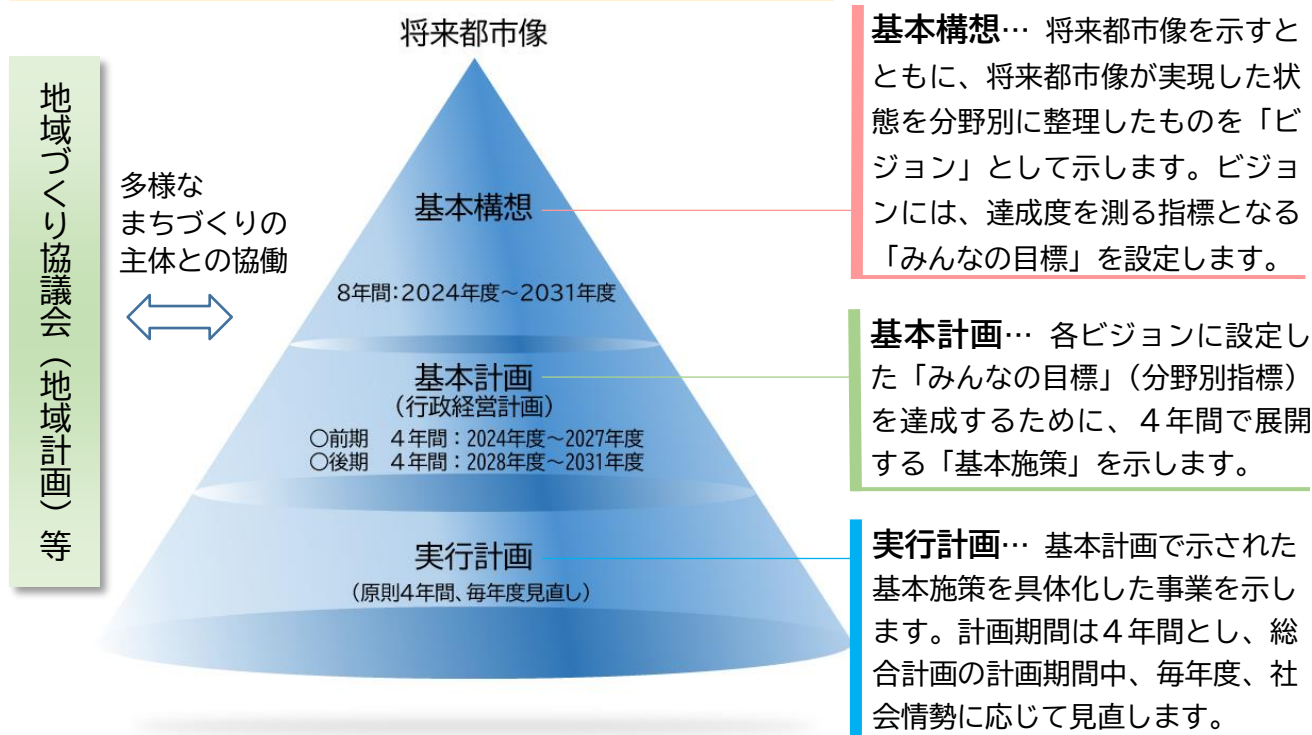
2031

本計画は、鈴鹿市まちづくり基本条例に基づき策定します。

本計画は、「基本構想」、「基本計画※」、「実行計画」の3層で構成し、それぞれが分野別のビジョンでつながっています。

鈴 鹿 市 ま ち づ く り 基 本 条 例

まちづくりの基本原則等を普遍的に定めた条例



計画期間

2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)
基本構想（8年間）							
前期基本計画（4年間）				後期基本計画（4年間）			
前期：実行計画（4年間）※毎年度見直し				後期：実行計画（4年間）※毎年度見直し			

※基本計画は、行政が責任を持って取り組むべき基本施策を取りまとめた行政経営計画とします。

前期、後期に分けて定め、市長の任期を考慮して、計画期間はそれぞれ4年間としています。